もの（以下「連結容器」という。）をいう。（当該容器に追加の支持又は保護を提供し、並びに工具を使用してメンテナンス又は検査のためにのみ一時的に取り外すことができる、当該容器に取り付けられた圧力を受けないもの（以下「容器保護等装置」という。）を有するものにあっては、当該容器保護等装置を含む。）

2.2.　（略）

2.3.　「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」とは、繊維強化プラスチック複合容器であって、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定に基づいて作成された世界技術規則第13号改訂版（以下この別添において「世界技術規則第13号」という。）に適合する自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するためのガス容器であって、単一の圧力室で構成されているもの及び連結容器をいう。（容器保護等装置を有するものにあっては、当該容器保護等装置を含む。）

2.4.～2.25.　（略）

2.26.　「圧縮水素貯蔵システム」とは、水素燃料自動車用の圧縮水素燃料を貯蔵するように設計されたシステムであり、ガス容器、容器保護等装置（当該装置を有する場合に限る。）及び貯蔵された水素を燃料システムの残りの部分や環境から隔離するために必要なすべてのガス容器附属品で構成されるものをいう。

3.　ガス容器の基準

3.1.　（略）

3.1.1.・3.1.2.　（略）

3.1.3.　充填する高圧ガスの種類、圧力及び内容積が、次に掲げる基準に適合するものであること。

3.1.3.1.・3.1.3.2.　（略）

3.1.3.3.　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の連結容器にあっては、容器の製造後に圧力室又は連結部品の接続部分（ガス容器附属品の接続部分を除く。）が分解されたことがあるかどうか目視で確認できるものであること。

3.1.3.4.　（略）

3.2.　圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器試験に係る基準は、次に掲げるものとする。

3.2.1.～3.2.13.　（略）

3.2.14.　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の連結容器にあっては、容器の製造後に圧力室又は連結部品の接続部分（ガス容器附属品の接続部分を除く。）が分解されたことがあるかどうか目視で確認できるものであること。

3.2.15.・3.2.16.　（略）

3.3.　（略）

3.4.　圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器再試験に係る基準は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、ガス容器再試験は、別紙11の機器を備える試験機関によってガス容器ごとに行われたものであること。

3.4.1.～3.4.4.　（略）

3.4.5.　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の連結容器にあっては、容器の製造後に圧力室又は連結部品の接続部分（ガス容器附属品の接続部分を除く）が分解されたことがないものであること。

該容器に追加の支持又は保護を提供し、並びに工具を使用してメンテナンス又は検査のためにのみ一時的に取り外すことができる、当該容器に取り付けられた圧力を受けないもの（以下「容器保護等装置」という。）を有するものにあっては、当該容器保護等装置を含む。）

2.2.　（略）

2.3.　「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」とは、繊維強化プラスチック複合容器であって、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定に基づいて作成された世界技術規則（以下この別添において「世界技術規則」という。）第13号に適合する自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するためのガス容器であって、単一の圧力室で構成されているもの及び連結容器をいう。（容器保護等装置を有するものにあっては、当該容器保護等装置を含む。）

2.4.～2.25.　（略）

2.26.　「圧縮水素貯蔵システム」とは、水素燃料自動車用の圧縮水素燃料を貯蔵するように設計されたシステムであり、容器、容器保護等装置（当該装置を有する場合に限る。）及び貯蔵された水素を燃料システムの残りの部分や環境から隔離するために必要なすべての附属品で構成されるものをいう。

3.　ガス容器の基準

3.1.　（略）

3.1.1.・3.1.2.　（略）

3.1.3.　充填する高圧ガスの種類、圧力及び内容積が、次に掲げる基準に適合するものであること。

3.1.3.1.・3.1.3.2.　（略）

（新設）

3.1.3.3.　（略）

3.2.　圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器試験に係る基準は、次に掲げるものとする。

3.2.1.～3.2.13.　（略）

（新設）

3.2.14.・3.2.15.　（略）

3.3.　（略）

3.4.　圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガス容器再試験に係る基準は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、ガス容器再試験は、別紙11の機器を備える試験機関によってガス容器ごとに行われたものであること。

3.4.1.～3.4.4.　（略）

（新設）